

6 様式及び記入例

(1) 様式

- ・産業廃棄物継続搬入届出書（管理型(石綿含有を除く)）・・・ 廃石膏ボード、鉱さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に使用する書類
- ・産業廃棄物継続搬入届出書（管理型(石綿含有)）・・・ 石綿含有産業廃棄物に該当する廃石膏ボード等を搬入する際に使用する書類
- ・産業廃棄物継続搬入届出書（安定型(石綿含有を除く)）・・・ 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類
- ・産業廃棄物継続搬入届出書（安定型(石綿含有)）・・・ 石綿含有産業廃棄物に該当する廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類を搬入する際に使用する書類
- ・産業廃棄物継続搬入届出書 附属書 ・・・ 届出書と一緒に必ず提出する書類
- ・産業廃棄物処分費用後納申請書 ・・・ 産業廃棄物処分費用を後納支払いする場合にのみ提出する書類
- ・産業廃棄物分析調査報告書 ・・・ 鉱さい、汚泥、燃え殻、ばいじんを搬入する際に安全性確認の手続きで使用する書類

(2) 記入例

- ・産業廃棄物継続搬入届出書 の記入例
- ・産業廃棄物継続搬入届出書 附属書 の記入例
- ・産業廃棄物処分費用後納申請書 の記入例
- ・副申書の例
(副申書は横浜市以外の公共団体発注工事の後納申請時のみ必要な書類です。)

第15号様式(第18条2項関係)

(届出先)
横浜市長

産業廃棄物継続搬入届出書

管理型
(石綿含有を除く)

年 月 日

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1 公共
2:市以外の公共	2 民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	
承認番号	

①届出者(排出者)

住所

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

印

電話

()

②

業種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③発生場所	所在地				
	名称	電話 ()			
④種類、荷姿、形状及び計画量、処分回数	150 燃え殻	ばら、その他()	t/年	台/年	
	151 メッキ汚泥	ばら、その他()	t/年	台/年	
	152 その他汚泥	ばら、その他()	t/年	台/年	
	153 建設汚泥	ばら、その他()	t/年	台/年	
	154 鉱さい	ばら、その他()	t/年	台/年	
	155 ばいじん	ばら、その他()	t/年	台/年	
	156 下水汚泥の焼却灰	ばら、その他()	t/年	台/年	
	157 その他管理型	ばら、その他()	t/年	台/年	
	157 (廃石膏ボード)	ばら、その他()	t/年	台/年	
		ばら、その他()	t/年	台/年	
	ばら、その他()	t/年	台/年		
運搬主体	⑤-1 収集運搬業者	所在地			
		名称			
	連絡先	電話 ()	電話 ()	電話 ()	
	許可番号	第 号	第 号	第 号	
⑤-2 自己運搬	車両番号及び車両重量	kg	kg	kg	
		kg	kg	kg	
⑥横浜市の処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先			
	名称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場			
⑦横浜市指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	搬入番号	号			

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- 上記の指示に従い搬入してください。

受 付

第15号様式(第18条2項関係)

(届出先)
横浜市

産業廃棄物継続搬入届出書



年 月 日

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1 公共
2:市以外の公共	2 民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	
承認番号	

①届出者(排出者)

住所
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

印

電話 ()

②

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③発生場所	所在地						
	名 称	電話 ()					
④種類、荷姿、形状及び計画量、処分回数	158 その他(石綿含有)	<input checked="" type="radio"/> 袋	その他()	t/年	台/年		
	158 (廃石膏ボード(石綿含有))	<input checked="" type="radio"/> 袋	その他()	t/年	台/年		
		<input checked="" type="radio"/> 袋	その他()	t/年	台/年		
		<input checked="" type="radio"/> 袋	その他()	t/年	台/年		
		<input checked="" type="radio"/> 袋	その他()	t/年	台/年		
		<input checked="" type="radio"/> 袋	その他()	t/年	台/年		
運搬主体	収集運搬業者	所在地					
		名 称					
	⑤-1	連絡先	電話 ()	電話 ()	電話 ()		
		許可番号	第 号	第 号	第 号		
自己運搬	⑤-2	車両番号及び車両重量	kg	kg	kg	kg	
			kg	kg	kg	kg	
⑥横浜市の処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先					
	名 称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場					
⑦横浜市指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで					
	搬入番号	号					

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- 上記の指示に従い搬入してください。

受 付

第15号様式(第18条2項関係)
(届出先)
横浜市長

産業廃棄物継続搬入届出書

安定型
(石綿含有を除く)

年 月 日

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1 公共
2:市以外の公共	2 民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	

①届出者(排出者)

住所

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

印

電話

()

②

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③発生場所	所在地							
	名称	電話 ()						
④種類、荷姿、形状及び計画量、処分回数	160 廃プラスチック類 (石綿含有を除く)	ばら、その他()	t/年	台/年				
	161 ゴムくず	ばら、その他()	t/年	台/年				
	162 金属くず	ばら、その他()	t/年	台/年				
	163 ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有を除く)	ばら、その他()	t/年	台/年				
	164 がれき類 (石綿含有を除く)	ばら、その他()	t/年	台/年				
		ばら、その他()	t/年	台/年				
運搬主体	⑤-1 収集運搬業者	所在地						
		名称						
		連絡先	電話 ()	電話 ()	電話 ()			
	許可番号	第 号	第 号	第 号				
	⑤-2 自己運搬	車両番号及び車両重量	kg	kg	kg	kg		
⑥横浜市の処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先						
	名称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場						
⑦横浜市指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで						
	搬入番号	号						

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- 上記の指示に従い搬入してください。

受 付

第15号様式(第18条2項関係)
(届出先)
横浜市長

産業廃棄物継続搬入届出書

安定型
(石綿含有)

年 月 日

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1公共
2:市以外の公共	2民間
3:中小企業者	
4:大企業	
5:処分業者	

①届出者(排出者)
住所
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

電話 ()

②

業 種	1 小売業・サービス業	従業員数	資本金
該当する業種の番号を ○で囲んでください。	2 卸売業		
	3 工業・その他業種	人	万円

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③発生場所	所在地				
	名 称	電話 ()			
④種類、荷姿、形状及び計画量、処分回数	165 廃プラスチック類 (石綿含有)	袋、その他()	t/年	台/年	
	166 ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有)	袋、その他()	t/年	台/年	
	167 がれき類(石綿含有)	袋、その他()	t/年	台/年	
		袋、その他()	t/年	台/年	
		袋、その他()	t/年	台/年	
運搬主体	収集運搬業者	所在地			
		名 称			
	⑤-1	連絡先	電話 ()	電話 ()	電話 ()
		許可番号	第 号	第 号	第 号
⑤-2	自己運搬 車両番号 及び車両 重量	kg	kg	kg	
		kg	kg	kg	
⑥横浜市の 処理施設	所在地	横浜市中区南本牧3番1、4番1地先			
	名 称	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場			
⑦横浜市 指示欄	搬入期間	年 月 日から 年 月 日まで			
	搬入番号	号			

(注意)

- 届出者(排出者)は、処分費用の支払義務者です。
- 搬入届出書の内容に変更が生じた場合は、届出有効期間にかかわらず、再度搬入届出書を提出してください。
- 届出書の内容と産業廃棄物管理票等の内容が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- 上記の指示に従い搬入してください。

受 付

産業廃棄物継続搬入届出書 附属書

■処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻	1 kgにつき 15円50銭
ばいじん	
鉱さい	
汚泥（建設汚泥を除く）	
廃石膏ボード	
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類（上記の廃棄物を除く）	1 kgにつき 13円
建設汚泥	

- 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- 施設の処理能力は埋立容量が4,291,000m³で面積が16.4haです。
- 流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- 他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- 搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- 搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- 万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

■搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

石綿含有産業廃棄物があります。

■搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程など

■搬入廃棄物の数量根拠

自社搬入します。

- 一般廃棄物収集運搬許可車両（一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つ場合に限る。）を使用しません。または、一般廃棄物収集運搬業の許可を有していません。
- 原則として一般廃棄物収集運搬許可車両（一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つ場合に限る。）を使用しますが、下欄の理由により使用する場合があります。

今年度内に届出書を提出したことがある。（工事の場合は同一工事に限る。）

搬入番号：

届出書及び届出書添付書類の内容と搬入物の内容に相違はありません。

※

搬入番号				
安定型		・	管理型	

産業廃棄物処分費用後納承認申請書

平成 年 月 日

(申請先)
横浜市 長

申請者 住 所
(届出者)

会 社 名

代表者名

印

電 話 ()

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払いを、後納扱いとされたく次のとおり申請いたします。なお、処分費用は指定された納期限内に必ず納付します。

発注者 (発注担当局部課)		発注担当者 T E L	
発生場所	所在地		
	名称		
※ 搬入予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
搬入・運搬者 (委託する場合)	住 所	T E L ()	
	会 社 名		
	代表者名	許可番号	
廃棄物の種類 (数字を○で囲む)	【管理型】 1 燃え殻 2 汚泥(建設汚泥を除く) 3 建設汚泥 4 鉱さい 5 ばいじん 6 廃石膏ボード 7 その他 ()		
	【安定型】 1 廃プラスチック類 2 ゴムくず 3 金属くず 4 がれき類 5 ガラス・コンクリート・陶磁器くず 6 その他 ()		
搬入予定量	t	搬入予定台数(確認書発行枚数)	t車 台
処分費用の 支払い方法	搬入月の翌月10日前後に納入通知書を申請者へ送付します。納入通知書が届きましたら、必ず納期限までに取り扱い金融機関(納入通知書裏面記載)に所定金額を納付してください。		

前回(過去1年内)の後納申請の有無	<input type="checkbox"/> 有り [年 月 日] <input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有りの場合、納期限を超過した支払いの有無 <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
-------------------	--

- (注) 1 ※の欄は記入しないでください。
 2 後納扱いは、公共事業、又は搬入量が20t以上の場合に限ります。
 3 この申請書は、産業廃棄物継続搬入届出書とあわせて提出してください。届出が複数ある場合は、それぞれの届出ごとに申請書が必要です。
 4 記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要となります。
 5 指定された納期限内に処分費用を納付しない場合、次の措置を行います。
 (1) 申請者がすでに届け出ている後納支払いによる継続搬入を全て停止します。
 (2) 以後1年間、後納承認の申請ができません。

添付書類	<input type="checkbox"/> 公共事業の契約書の写し(横浜市以外の公共事業の場合は副申書も添付) <input type="checkbox"/> 住民票又は法人登記簿の写し(公共事業の場合は不要) <input type="checkbox"/> 市民税又は法人市民税の直近の期の領収書又はその写し(公共事業の場合は不要) <input type="checkbox"/>
------	--

(報告先)
横浜市長

〒

住所
氏名

印

次のとおり産業廃棄物の分析調査結果を報告します。

[事業者記入欄]

提出区分	ア 定期報告 ウ 許可申請	イ 承認申請 (新規, 継続, 中間報告) エ その他 ()	
産業廃棄物管理者等	所属 TEL ()	氏名 () 印	
事業概要	業種		
	主要製品		
廃棄物名 (社内名)		主成分	
試料採取者及び 採取年月日	所属 氏名	年 月 日 採取	
試料採取場所及び方法			
廃棄物の発生工程 及び処理工程 (フローシート)	発生場所 報告者住所と 1 . 同じ 2 . 異なる ()		
保有する政令で 定められた施設の 名称又は番号	大気汚染防止法関係		
	水質汚濁防止法関係		
	廃棄物処理法関係		
処理処分方法	埋立 (A ・ B ・ C 海域)	海投 ()	
廃棄物排出量	中間処理 ()	資源化 ()	
	その他 ()		
保管方法	通常保管量		
処理 処分 状況	収集・運搬者	住所 氏名 TEL ()	許可番号
	中間処理者	住所 氏名 TEL ()	許可番号
	最終処分者	住所 氏名 TEL ()	許可番号
	資源化・再利用者	住所 氏名 TEL ()	

横浜市 記入欄	
------------	--

[分析機関記入欄]

一般性試験	試料の性状	1. 液状 2. 泥状 3. 粉体状 4. 塊状 5. その他 () 色 () 臭気 ()			
	海洋投入処分の場合	固液分離の有無: 1 0 0メスシリンダーに入れて30分以上静置後の状態 1. 無 2. 有 [上澄み液量(), 沈澱物量()] 3. 分離不明確			
		油膜	有 ・ 無		油分
	水分	%	pH	(°C)	n-ヘキサン抽出物質量
固型分	%	不溶成分	%	固型分の熱灼減量	%

項目	含有量試験値	溶出試験値	試験方法	
			含有量試験	溶出試験
アルキル水銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
総水銀	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
カドミウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有機燐	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
六価クロム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
砒素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シアン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
PCB	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
トリクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
テトラクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ジクロロメタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
四塩化炭素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,2-ジクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,1-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,1,2-トリクロロエタン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,3-ジクロロプロペン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チウラム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
シマジン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
チオベンカルブ	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベンゼン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
セレン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
1,4-ジオキサン	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ダイオキシン類	ng-TEQ/g ng-TEQ/ℓ	—		
銅	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
亜鉛	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
弗化物	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ベリリウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
クロム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
ニッケル	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
バナジウム	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
有機塩素	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		
フェノール類	mg/kg mg/ℓ	mg/ℓ		

分析機関 所在地 名称 濃度計量証明事業所登録番号	印 号	分析期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		環境計量士	印

TEL ()

産業廃棄物継続搬入届出書の記入例

- ★ 届出用紙はダウンロードするか、資源循環公社、又は産業廃棄物対策課で受け取ってください。
- ★ 記入及び押印の漏れがないようにしてください。

(※1) 事業を実際に経営し、廃棄物を自分で処理する責任のある方（製造業者、元請業者、中間処理業者）を記入してください。なお、届出者は処分費用の支払義務者です。

なお、**建設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者などは届出者となりえません**ので、御注意ください。

届出用紙は、安定型、安定型（石綿含有）、管理型、管理型（石綿含有）で異なりますので御注意ください。

(※2) 印鑑は、法人の場合は「代表者印」、個人の場合は「実印」を押印してください。

(※3) 該当項目を○で囲み、記入日現在の状況を記入してください。「従業員数」は会社全体の従業員数、「資本金」は資本総額又は出資総額を記入してください。

(※4) 廃棄物の主な排出・発生場所を記入してください。
 <所在地>
 工事現場が複数にわたる場合は、「代表的な所在地 他○か所」や「…区一円」と記入してください。また、添付書類としてその一覧表を求める場合もあります。
 <名称>
 工場名、事業所名、工事名称等を記入してください。

第15号様式（第18条第2項関係）

（届出先）
横浜市長

産業廃棄物継続搬入届出書

安定型
（石綿含有を除く）

①届出者（排出者）

住所 **横浜市〇〇区〇〇町246**
 氏名 **◎◎建設㈱ 代表取締役 ●●●●●**
 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）
 電話 **045（〇〇〇）〇〇〇〇**

②

業種	従業員数	資本金
1 小売業・サービス業	50 人	2500 万円
2 卸売業		
③ 工業・その他業種		

排出者区分	排出工程区分
1:本市	1:公共
2:市以外の公共	2:民間
3:中小企業者	
4:大企業者	
5:処分業者	

記入しないでください。

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第18条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

③発生場所	所在地	名称	電話
	横浜市××区××町135	××小学校改修工事	045（×××）××××

(※5) 該当項目を○で囲んでください。なお、**管理型で廃棄物種類が複数ある場合、種類別に届出用紙を分けて届け出てください。**

(※6) 原則として「ばら」で搬入してください。それ以外で搬入希望の場合は、産業廃棄物対策課に御相談ください。

(※7) 「t」単位で記入してください。

④種類、荷姿、形状及び計画量、処分回数	160 廃プラスチック類	161 コムくず	162 金属くず	163 ガラス・コンクリート・陶磁器くず	164 がれき類	ばら、その他（ ）	t/年	回/年
				0.1	15			1
								8

(※8) 「搬入車両台数」を記入してください。なお、**必要最小限の台数を記入し、余分に搬入確認書が発行されないようにしてください。もし搬入確認書が余ってしまった場合は、最後の搬入時にその余りを管理事務所の受付に返却してください。**また、廃棄物種類が複数あるが1台のみで搬入する場合（安定型に限る）、該当欄のうちいずれか1か所に「1（回/年）」と記入してください。

(※9) 収集運搬業者に搬入を委託する場合に記入してください。「収集運搬業者」とは横浜市又は神奈川県が許可した産業廃棄物収集運搬業の許可を有するものです。2業者以上にわたる場合は、業者ごとに記入してください。また、**添付書類として業者の許可証の写しも必要です。**なお、収集運搬業者が横浜市内で積替え許可を有している場合は、横浜市の許可証を添付してください。

(※10) 排出者自らが搬入する場合に記入してください。搬入の際に使用する車両のナンバー及び重量を1台ごとに記入してください。

⑤-1 収集運搬業者	所在地	名称	連絡先	許可番号
運搬主体	△△区△△町789	△△△運輸	電話 045（△△△）△△△△	第056 00 △△△△△△号
		▽▽区▽▽町10	▽▽物流㈱	電話 045（▽▽▽）▽▽▽▽
			電話 045（▽▽▽）▽▽▽▽	第056 00 ▽▽▽▽▽▽号

⑦横浜市指示欄	搬入期間	搬入番号
	年 月 日 から 年 月 日 まで	記入しないでください。

(※11) 可能性があるもの全てを記入してください。また、欄内に記入しきれない場合は御相談ください。

- ★ 届出書には添付書類がいくつか必要となりますので（附属書、工事契約書の写し、現場案内図、収集運搬業者の許可証の写し等）それらも用意の上で届け出てください。
- ★ 資源循環公社窓口への届出は、搬入希望日の3日前まで（休業日を除く）に行ってください。

産業廃棄物継続搬入届出書 附属書

■処分料金

産業廃棄物の種類	処分費用単価
燃え殻	1 kgにつき 15円50銭
ばいじん	
鉱さい	
汚泥（建設汚泥を除く）	
廃石膏ボード	1 kgにつき 13円
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、がれき類（上記の廃棄物を除く）	
建設汚泥	

- 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の処分方法は埋立処分です。
- 施設の処理能力は埋立容量が4,291,000m³で面積が16.4haです。
- 流動性がない性状のもので、性状変化を起こさない産業廃棄物を搬入します。
- 他の廃棄物との混合により支障を生じない産業廃棄物を搬入します。
- 搬入期間中に、搬入を届け出た廃棄物の性状等の情報に変更があった場合は事前に文書で報告します。
- 搬入完了時に運搬者が計量伝票を受け取ることをもって処分の終了の報告とします。
- 万一、届出を取り下げる事態が生じた際に、処分が完了していない産業廃棄物がある場合は引き取ります。

■搬入する廃棄物を取り扱うに当たって注意すべき事項

南本牧で廃棄物を取り扱うに当たって注意することがある場合は、内容を欄に記載します。

石綿含有産業廃棄物があります。

石綿含有産業廃棄物を搬入するときは、レ点を打ち、内容を欄に記載します。

(例)スレート(波板・ボード)、サイディング、石綿セメント板、けい酸カルシウム板、パルプセメント板、スラグせっこう板、耐火被覆板、押出成形品、ビニル床タイル、Pタイル等

■搬入廃棄物が廃棄物になる前の商品名、発生工程など

(例)工作物の解体物のモルタル部分、インターロッキングブロックでできた工作物の撤去物、自然石でできた工作物の撤去物、レンガでできた工作物の撤去物、既設陶管の撤去物、天井材の撤去物、建物内壁の撤去物、内装工事における天井材や内壁の端材 等
 ※工作物の名称も必ずご記入ください。

■搬入廃棄物の数量根拠

(例1 コンクリートくずの場合)幅5m×長さ4m×厚さ0.5m×比重1.5=15t
 (例2 塩ビ管の場合)1mあたり1.48kg×67.5m=0.0999t≒0.10t
 ※基本的に『(体積計算)×(単位体積当たりの比重)』又は『実績値』で算出してください。比重が1以下の場合、水中に投じて浮遊しないかどうかを必ず確認し、その旨を記載してください。
 また、この数量根拠で算出した数値を搬入届出書の搬入計画量に記載してください。

記載事項を御確認の上、レ点を打ってください。

自社搬入します。廃棄物を自社搬入する場合はレ点を打ち、かつ、車両について該当する方にもレ点を打ちます。

- 一般廃棄物収集運搬許可車両(一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つ場合に限る)を使用しません。または、一般廃棄物収集運搬業の許可を有していません。
- 原則として一般廃棄物収集運搬許可車両(一般廃棄物収集運搬業の許可を併せ持つ場合に限る)を使用しますが、下欄の理由により使用する場合があります。

自社搬入で一般廃棄物収集運搬許可車両を使用する場合は、具体的に理由を記載してください。

今年度内に届出書を提出したことがある。(工事の場合は同一工事に限る。)

搬入番号 今年度内に搬入届出書を提出したことがある場合はレ点を打ち、前の届出書に記入されている搬入番号を記載してください。(工事の場合は同一工事に限る。)

届出書及び届出書添付書類の内容と搬入物の内容に相違はありません。

産業廃棄物処分費用後納承認申請書の記入例

- ★ 産業廃棄物処分費用後納承認申請書は、「後納支払いを希望する方」のみが提出するもので、産業廃棄物継続搬入届出書と合わせて提出してください。
- ★ 「後納支払いができる方」は、次の場合に限られます。
 - ☆ 公共事業の場合
 - ☆ 搬入量が 20 t 以上である場合

- ★ 届出用紙はダウンロードするか、資源循環公社、又は産業廃棄物対策課で受け取ってください。
- ★ 記入及び押印の漏れがないようにしてください。

申請用紙の様式は共通ですが、産業廃棄物継続搬入届出書ごとに必要になりますので、御注意ください。

搬入番号				
記入しないでください。				

産業廃棄物処分費用後納承認申請書

平成 年 月 日

(申請先) 横浜市長

① 産業廃棄物継続搬入届出書の記入例の(※1)及び(※2)と同様に記入及び押印してください。

申請者住所 **横浜市 〇〇区 〇〇町 246**
 (届出者) 会社名 **◎◎建設㈱**
 代表者名 **代表取締役 ●●●●**
 電話 **045(〇〇〇)〇〇〇〇**

② 公共工事の場合に記入してください。

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払いを、後納扱いとされた次のとおり申請いたします。なお、処分費用は指定された納期限内に必ず納付します。

③ 産業廃棄物継続搬入届出書の記入例の(※4)と同様に記入してください。

横浜市 建築局 〇〇〇〇課	発注担当者 T E L	産廃 太郎 671 - ■■■■
------------------	----------------	---------------------

④ 産業廃棄物継続搬入届出書の記入例の(※9)と同様に記入してください。ただし、2業者以上にわたる場合は、**主要な業者1つ**を記入してください。

所在地 **横浜市 ××区 ××町 135**
 名称 **××小学校改修工事**

記入しないでください。

⑤ 産業廃棄物継続搬入届出書の記入例の(※5)と同様に記入してください。なお、同一工事であっても、産業廃棄物継続搬入届出書ごとに分けて届け出てください。

住所 **△△区 △△町 789** TEL **045(△△△)△△△△**
 会社名 **南△△運輸**
 代表者名 **代表取締役 ▲▲▲▲** 許可番号 **056 00 △△△△△**

⑥ 産業廃棄物継続搬入届出書の記入例の(※7)の**合計量**を記入してください。

【管理型】 1 燃え殻 2 汚泥 (建設汚泥を除く) 3 建設汚泥 4 鉱さい
 5 ばいじん 6 廃石膏ボード 7 その他 ()
 【安定型】 1 廃プラスチック類 2 ゴムくず 3 金属くず 4 がれき類
 5 ガラス・コンクリート・陶磁器くず 6 その他 ()

⑦ 搬入するのに使用する車両の重量を記入してください。複数にわたる場合は、記入例を参考に記入してください。

⑧ 産業廃棄物継続搬入届出書の記入例の(※8)の**合計台数**を記入してください。

搬入量 **50 t** 搬入車両数 **2~4 t 車** **20 台**

⑨ 過去1年以内の後納申請の有無について、該当項目(「有り」か「無し」)を○で囲んでください。
 「有り」の場合は、前回の産業廃棄物継続搬入届出書の受付済印の日付を記入してください。また、処分費用の支払い状況について、記入してください。
 納期限を超過した支払いが有りの場合、後納停止措置終了まで後納申請ができませんので、御注意ください。

月以内納申請 有り [平成 28 年 5 月 6 日] 無し
 ●有りの場合、納期限を超過した支払いの有無
 有り 無し

⑩ ★ 必要な添付書類の該当欄にシ点を記入し、それらも用意の上で窓口へ提出してください。

添付書類

- 公共事業の契約書の写し (横浜市以外の公共事業の場合は副申請書も添付)
- 住民票又は法人登記簿の写し (公共事業の場合は不要)
- 市民税又は法人市民税の直近の期の領収書の写し (公共事業の場合は不要)

(副申書の例) (横浜市以外の公共団体発注工事の後納申請時のみ必要)

平成〇〇年〇月〇日

横浜市資源循環局事業系対策部
産業廃棄物対策課長

〇〇〇〇省〇〇局〇〇事務所
〇〇課長 〇〇 〇〇 印

副 申 書

当課発注の公共工事で生ずる産業廃棄物を南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場で処分するにあたり、工事請負業者が申請する産業廃棄物処分費用の支払いの後納扱いを承認下さいますよう副申します。

- 1 工事名 〇〇〇橋修繕工事その2
- 2 発生場所 〇区〇町〇丁目〇番地～〇区〇町〇丁目〇番地
- 3 発生工種 橋梁下部工事
- 4 発生廃棄物 〇〇〇として使用されていた廃プラスチック類の撤去物
〇〇〇として使用されていた鋳さいの撤去物
- 5 発生量 廃プラスチック類 〇〇〇 t
鋳さい 〇〇〇 t
- 6 搬出期間 平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月
- 7 発注者 〇〇〇〇省 〇〇局 〇〇事務所 (担当者)
- 8 請負業者 〇〇〇・〇〇〇特定建設共同企業体
- 9 運搬業者 〇〇〇運搬(株)